

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成29年10月30日午後2時30分)

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成29年10月10日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴	木	尉	久
同	富	本	和	路
同	浦	本	真	希
同	木	村	裕	介
同	大	橋		慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

準 備 書 面 (5)

頭書事件につき、原告ひょうご消費者ネットを除く原告らが、平成29年8月18日付けで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律80条に基づき申し立てた書類提出命令については、裁判所におかれては、必要性がないとのご判断であったとのことであるが、原告らは、上記書類提出命令の申立書に記載された各書類については、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」の要件を判断するうえで必要であるものであるので、これらを被告において書証として提出されるよう、求釈明を申し立てるものである。

以 上